

令和6年度 丹波市不妊治療ペア検査助成事業のご案内

丹波市では、夫婦そろって不妊症の検査を受けられた場合、経済的な負担を軽減するため、医療保険が適用されなかった検査費用の一部を助成します。（令和6年4月1日以降の不妊症の検査が対象）

■対象者

以下の①～⑥のすべてに該当している方が対象です。

- ①申請時に夫婦のいずれかが市内に住所を有しており、法律上の婚姻又は事実上婚姻関係と同様の事情にある夫婦であること
- ②助成の対象となる検査を行った期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること
- ③夫婦そろって不妊症に関して医療機関を受診した人（やむを得ず夫婦別で受診した者であって、それぞれの初回の受診の間隔が原則3か月以内であるものを含む）
- ④国、県、その他団体から不妊の検査に係る助成を受けていないこと
- ⑤医療保険に加入していること
- ⑥夫婦のいずれもが市税を滞納していないこと

■助成金額、助成回数

医療保険が適用されない不妊検査に要した費用の10分の7とし、上限5万円。

助成回数は、1組の夫婦につき1回。



■申請期限

不妊検査に係る検査期間の末日から起算して3か月以内

■申請方法

- ・書類をご用意いただく際にかかった費用は自己負担になりますのでご了承ください。
- ・次の書類を添えて、健康課（丹波市健康センターミルネ2階）へ申請書を提出してください。
 - ①丹波市不妊治療ペア検査助成事業申請書兼請求書
 - ②丹波市不妊治療ペア検査助成事業受診等証明書
 - ③医療機関が発行した領収書及び明細書（原本）
 - ④夫婦の被保険者証（申請時原本確認）
 - ⑤振込先口座が確認できるもの（通帳等）
 - ⑥事実婚に関する申立書（事実婚の場合のみ）
 - ⑦市内に居住する法律上の夫婦であることを証明する書類（夫婦の住所が異なる場合や事実婚の場合のみ）

* 2週間以内に市民課又は支所で発行

		証明書類
別世帯や 事実婚の 場合	夫及び妻が日本国籍を有する 場合	戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）または戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）、夫婦両方を載せたもの
	夫又は妻のいずれか一方が外 国籍を有する場合	日本国籍を有する者の戸籍謄本
	夫及び妻が外国籍を有する場 合	婚姻していることを証明する書類（日本語）

【お問い合わせ先（申請書提出先）】

丹波市氷上町石生 2059番地5（丹波市健康センターミルネ2階）

丹波市健康福祉部健康課 ☎0795-88-5750 ※局番のおかけ間違いにご注意ください。

裏面にQ&Aがあります

【Q&A】

Q 1) 夫婦が別々の日に検査を受けましたが、検査開始日はいつになりますか。

A 1) 夫婦それぞれが初めて検査を受けた日のうち、いずれか早い日が検査開始日となります。

Q 2) 検査が 1 日で終了せず、複数回にわたり実施しました。助成の対象となりますか。

A 2) 対象となります。助成回数は 1 組の夫婦につき 1 回限りですので、検査が複数回にわたる場合はまとめて申請してください。

なお申請後に再度検査した場合、申請済額が助成上限額に達していない場合でも、再度の助成金の申請は受け付けませんのでご注意ください。

Q 3) 一緒に検査を受けましたが、夫（妻）の検査はすべて保険適用でした。助成の対象となりますか。

A 3) 夫婦が検査を受けていれば、対象となります。助成額の対象となるのは保険適用外の検査にかかった費用です。

Q 4) 夫婦そろって検査しないと対象にならないのですか？

A 4) やむを得ず夫婦別で受診する場合は、妻と夫の初回受診の間隔が 3 ヶ月以内の場合は対象となります。

Q 5) 検査終了日とはいつのことですか。

A 5) 医師が検査終了と判断した日です。

Q 6) 助成の対象となる検査の指定はありますか。

A 6) 検査の指定はありません。医師が必要と認める不妊検査であれば助成の対象となります。

ただし、不妊治療または不育症治療の効果を確認するための検査など、治療の一環としておこなわれる検査は助成対象外です。

Q 7) 過去にも不妊検査を受診したことがありますか、今回、再度不妊検査を受診しました。申請できますか。

A 7) 丹波市から助成金を受給していない場合は申請可能です。

Q 8) 検査の結果、医師から薬剤を院外処方されましたか、助成の対象となりますか。

A 8) 検査の結果を受け実施した治療や薬剤の院外処方は助成対象外です。

Q 9) 受診等証明書（第 2 号様式）の発行にかかった費用は助成の対象となりますか。

A 9) 助成の対象となりません。

Q 10) 夫婦ともに外国籍のため、戸籍謄本を提出できませんが、何を提出すればよいですか。

A 10) 婚姻関係が確認できる書類（婚姻届受理証明書や、自国で発行された婚姻証明書のコピー（翻訳添付））を提出してください。

Q 11) いつまでに申請する必要がありますか。

A 11) 検査終了日から 3 か月以内に申請してください。申請期限を過ぎたものは受け付けできません。

Q 12) 夫婦で別々の医療機関を受診しました。両方とも対象になりますか。

A 12) 対象となります。

ただし、両方の医療機関から受診等証明書（様式第 2 号）の発行を受ける必要があります。

Q 13) 検査の結果、より高度な検査を行うため転院しましたが、助成の対象となりますか。

A 13) 対象となります。

ただし、医療機関ごとに受診等証明書（様式第 2 号）の発行を受ける必要があります。